

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件

告示

福島県告示第八百三十三号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条第二号に掲げる漁業及び福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四条第一項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる漁業につき、規則第十一條第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を別冊のとおり定める。

令和三年十二月二十四日

福島県知事

内堀雅雄

（水産課）